

介護相談センターゆうきの里 利用案内

1 指定居宅介護支援事業者の概要

事業所の名称	介護相談センターゆうきの里	介護保険事業所番号	4370600332
所在地	熊本県玉名市上小田1063番地		
連絡先	(電話番号) 0968(74)0666 (ファックス番号) 0968(74)3821		
開設者	医療法人 悠紀会	管理者	甲斐 聖也

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅における要介護（支援）者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活をおくれるよう指定居宅介護支援サービスを提供します。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な医療・保健・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して指定居宅介護支援サービスを提供します。2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者が偏ることがないように公正中立に指定居宅介護支援サービスを提供します。3. 関係する市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等と密接な連携を図り指定居宅介護支援サービスの提供を行います。

3 事業所の職員体制

事業所の従業員等	員数	職務内容
管理者	1人 (常勤)	指定居宅介護支援サービスが適切に提供されるよう従業員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
介護支援専門員	4人 (常勤)	指定居宅介護支援サービスの提供にあたり居宅サービス計画の作成等を行います。 *員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1名を配置します。 *平成21年度中に実施される「主任介護支援専門員研修」受講予定者1名を配置し、平成21年4月より「特定事業所加算Ⅱ」の届出を行っています。

4 提供する指定居宅介護支援サービスの内容

<ol style="list-style-type: none">1. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成及びサービス担当者会議の開催に係る業務2. 要介護認定の申請代行に係る業務3. 給付管理業務4. 認定訪問調査の委託業務5. 指定介護予防支援の委託業務6. 苦情受付に係る業務7. その他指定居宅介護支援サービスの提供上必要な援助業務
--

5 営業時間

営業日	営業日は、月曜日から土曜日です。 但し、国民の祝日、年末年始（12月31日～1月3日まで）は休業日とします。
営業時間	午前8時45分から午後5時15分までとします。 但し、利用者からの休日及び夜間の緊急時等の問い合わせに対して電話等により24時間において連絡可能な体制とします。

6 事業の実施地域

事業の実施地域	玉名市・和水町・玉東町
---------	-------------

7 利用料

利用料	<p>①要介護認定を受けられた方は、保険給付として全額給付されますので自己負担はありません。無料となります。</p> <p>②介護保険の適用を受けられる方のうち、保険料の滞納等により本事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。 その場合は利用者様より1ヶ月毎に該当する要介護度に応じて、下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引換えに「サービス提供証明書」と「領収書」を発行します。</p> <table><tr><td>*利用料（居宅介護支援費）</td><td>要介護1・2の方</td><td>10,000円</td></tr><tr><td></td><td>要介護3～5の方</td><td>13,000円</td></tr><tr><td></td><td>要支援の方</td><td rowspan="2">地域包括支援センターの定める通り</td></tr><tr><td></td><td>初回加算</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>(加算)</td><td>特定事業加算(Ⅱ)</td><td>3,000円</td></tr></table>	*利用料（居宅介護支援費）	要介護1・2の方	10,000円		要介護3～5の方	13,000円		要支援の方	地域包括支援センターの定める通り		初回加算	3,000円	(加算)	特定事業加算(Ⅱ)	3,000円
*利用料（居宅介護支援費）	要介護1・2の方	10,000円														
	要介護3～5の方	13,000円														
	要支援の方	地域包括支援センターの定める通り														
	初回加算		3,000円													
(加算)	特定事業加算(Ⅱ)	3,000円														
交通費	「6 事業の実施地域」にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域にお住まいの方は、1キロメートル当たり20円に事業の実施地域を超えた地点からご自宅までのキロメートル数（片道、正数のみ・端数は切り捨て）を乗じた額となります。															
利用料のお支払い方法	毎月14日までに前月分を請求し、月末までに集金に伺います。															

8 相談及び苦情等に対応する窓口

1. 窓口の担当者	(管理者) 甲斐聖也
2. ご利用の時間	午前8時45分～午後5時15分
3. ご利用の方法	電話番号 0968(74)0666 ファックス番号 0968(74)3821 *面接相談についても承ります（事業所の相談室） *担当者不在時及び夜間等においても24時間に対応します。
4. その他の窓口	苦情については、次の窓口にも相談することができます。 市町村又は熊本県国民健康保険団体連合会【電話番号：096(214)1101】

9 事故発生時の対応

1. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、利用者に対して損害を賠償するものとします。

10 担当の介護支援専門員

あなたを担当させていただく介護支援専門員は_____です。

11 利用者の方へのお願い

指定居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、利用者される方の介護保険利用及び介護に係る重要な書類です。

契約書及び利用案内等と一緒に大切に保管しておいてください。